Invincible Investment Corporation

2025年11月18日

各位

不動産投資信託証券発行者名

東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号 六本木ヒルズ森タワー インヴィンシブル投資法人

代表者名 執 行 役 員 福田 直樹

(コード番号:8963)

資産運用会社名

コンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社 代表者名 代表取締役社長 福田 直樹 問合せ先 企 画 部 長 粉生 潤

(TEL 03-5411-2731)

規約変更及び役員選任に関するお知らせ

インヴィンシブル投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、本日開催の本投資法人役員会において、規約変更及び役員選任に関し、2025年12月19日開催予定の本投資法人第23回投資主総会(以下「本投資主総会」といいます。)に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、下記事項は、当該投資主総会での承認可決をもって効力を生じます。

記

- 1. 規約変更の主な内容及び理由について
 - (1) 本投資法人は、2013 年1月以降 2025 年12月までの期間に係る運用報酬について、資産運用会社」といいます。)の同意を得て減額しておりますが、本投資法人の内部成長及び外部成長による資産規模及び利益水準等の拡大に伴い、運用報酬額を適正な金額とすることを目的として、2026 年1月から 2026 年12月までの期間に係る運用報酬を 2025 年1月から 2025 年12月までの期間に係る運用報酬を 2025 年1月から 2025 年12月までの期間に係る運用報酬よりも増額するものの、規約変更がなされなかった場合に適用されることとなる水準に比べて減額された金額とすることについて資産運用会社の同意を得ましたので、当該期間に係る運用報酬の額及び支払いに関する基準を変更するものです。(第41条関係、附則関係)なお、本投資法人は、資産運用報酬額を適正な金額とすることを目的として、資産運用会社と運用報酬の額及び支払に関する基準について定期的に見直しを行っており、2027 年1月以降の運用報酬についても、今後の運用状況に照らし適正な金額となるよう資産運用会社と協議する方針です。
 - (2) 上記のほか、参照条文の定義位置の修正を含む形式的な変更を行うものです。(第11条第2項関係)

Invincible Investment Corporation

2. 役員選任について

執行役員福田直樹並びに監督役員田村佳弘及び長澤まりかより、規約上、役員の任期は選任後2年以内とされており、本投資主総会で役員として選任されれば、その任期は2025年12月19日より2年間になることを踏まえて、任期調整の観点から、本投資主総会終結の時をもって一旦辞任したい旨の申し出があったため、2025年12月19日付で執行役員1名及び監督役員2名を選任することについて、議案を提出するものです。

また、補欠執行役員市來直人及びクリストファー・リードの選任に係る議案は、執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員2名を選任することについて議案を提出するものです。本議案をご承認いただいた場合の執行役員への就任の優先順位は、市來直人を第一順位、クリストファー・リードを第二順位とします。

(1) 執行役員候補者福田 直樹(現任)(注1)

- (2) 監督役員候補者 田村 佳弘 (現任)、長澤 まりか (現任)
- (3) 補欠執行役員候補者 市來 直人(現任)(注2)、クリストファー・リード(現任)(注3)
- (注1) 執行役員候補者福田直樹は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているコンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社の代表取締役社長です。
- (注2) 補欠執行役員候補者市來直人は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているコンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社の取締役会長兼新投資法人準備室長です。
- (注3) 補欠執行役員候補者クリストファー・リードは、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているコンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社の取締役です。
- 3. 投資主総会の日程

2025 年 11 月 18 日第 23 回投資主総会提出議案承認役員会2025 年 12 月 3 日第 23 回投資主総会招集ご通知の発送(予定)

2025年12月19日 第23回投資主総会開催(予定)

以上

<添付資料>

第23回投資主総会招集ご通知

* 本投資法人のホームページアドレス: https://www.invincible-inv.co.jp/

(証券コード 8963) (発信日) 2025年12月 3 日 (電子提供措置の開始日) 2025年11月27日

投資主各位

東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー インヴィンシブル 投資法人 執行役員 福田直樹

第23回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本投資法人の第23回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご 通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することも可能です。書面により議決権を行使いただく場合には、お手数ながら後記の参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご記入の上、2025年12月18日(木曜日)午後5時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、「投資信託及び投資法人に関する法律」(以下「投信法」といいます。)第93条第1項及び第3項に従い、以下に抜粋した本投資法人規約第25条において「みなし賛成」の規定を定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書により議決権を行使されない場合(議決権行使書面が2025年12月18日(木曜日)午後5時30分までに到着しない場合を含みます。)、同規約同条第2項に定める場合を除き、投資主様が保有されている議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、本投資主総会における議案について、賛成されたものとみなしてお取扱いすることになります。この点、十分ご留意くださいますようお願い申し上げます。

(本投資法人規約抜粋) 第25条 (みなし賛成)

投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。)について賛成するものとみなします。

- 2.前項の規定にかかわらず、前項のみなし賛成の規定は、以下の各事項に係る議案の決議には適用しないものとします。
- (1) 執行役員又は監督役員の解任
- (2) 資産運用会社による資産の運用に係る委託契約の解約への同意
- (3) 投資法人による資産の運用に係る委託契約の解約
- (4) 規約の変更(但し、みなし賛成に関連する規定の制定又は改廃に限ります。)
- (5) 投資法人の解散

3.第1項の規定の定めに基づき議案に賛成するものとみなされた投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します。

なお、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報 (電子提供措置事項) について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人ウェブサイトに「第23回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の本投資法人ウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。また、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての投資主様に対して書面により投資主総会参考書類等をお送りしております。

本投資法人ウェブサイト

https://www.invincible-inv.co.jp/ir/meeting.html

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスして、銘柄名(インヴィンシブル投資法人)又は証券コード(8963)を入力・検索し、「基本情報」→「縦覧書類/PR情報」→「投資主総会招集通知/投資主総会資料」を選択の上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス) https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

敬具

記

- **1. 日 時** 2025年12月19日(金曜日)午前10時(受付:午前9時30分~)
- 3. 投資主総会の目的事項

決議事項

第1号議案 規約一部変更の件

第2号議案 執行役員1名選任の件

第3号議案 補欠執行役員2名選任の件

第4号議案 監督役員2名選任の件

以上

(お願い・ご案内)

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日ご出席の代わりに議決権行使書をご返送いただいた場合、ご返送いただいた 議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表 示があったものとして取り扱います。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、本投資法人の規約の定めに従い、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を投資主様ご本人及び代理人の議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、投資主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる投資主以外の方はご入場できませんので、ご注意ください。
- ◎電子提供措置事項を修正する場合の周知方法 電子提供措置事項について修正が生じた場合は、上記本投資法人ウェブサイト及 び東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にその旨、修正前の事項及び 修正後の事項を掲載いたしますのでご了承ください。
- ◎本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるコンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

- 1. 議案の要領及び変更の理由
- (1) 本投資法人は、2013年1月以降2025年12月までの期間に係る運用報酬について、資産運用会社であるコンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社(以下「資産運用会社」といいます。)の同意を得て減額しておりますが、本投資法人の内部成長及び外部成長による資産規模及び利益水準等の拡大に伴い、運用報酬額を適正な金額とすることを目的として、2026年1月から2026年12月までの期間に係る運用報酬を2025年1月から2025年12月までの期間に係る運用報酬よりも増額するものの、規約変更がなされなかった場合に適用されることとなる水準に比べて減額された金額とすることについて資産運用会社の同意を得ましたので、当該期間に係る運用報酬の額及び支払いに関する基準を変更するものです。(第41条関係、附則関係)
- (2) 上記のほか、参照条文の定義位置の修正を含む形式的な変更を行うものです。 (第11条第2項関係)

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

	(下級は交史部力を小します。)		
現 行 規 約	変 更 案		
第3章 資産運用の対象及び方針	第3章 資産運用の対象及び方針		
第11条(運用資産の対象)	第11条(運用資産の対象)		
(記載省略)	(現行どおり)		
2. 本投資法人は、資金の効率的な運用に	2. 本投資法人は、資金の効率的な運用に		
資するため、次に掲げる特定資産に投	資するため、次に掲げる特定資産に投		
資することがあります。	資することがあります。		
(1) 有価証券(金融商品取引法第2条第1項	(1) 有価証券(金融商品取引法(昭和23年法		
に規定する有価証券又は同条第2項の	律第25号。その後の改正を含みます。		
規定により有価証券とみなされる権利	以下「金融商品取引法」といいます。)		
をいいます。以下同じ。但し、第4号	第2条第1項に規定する有価証券又は		
及び第3項第9号に該当するものを除	同条第2項の規定により有価証券とみ		
きます。)	なされる権利をいいます。以下同じ。		
	但し、第4号及び第3項第9号に該当		
	するものを除きます。)		
(2)~(8)(記載省略)	(2)~(8)(現行どおり)		
3. (記載省略)	3. (現行どおり)		

現 行 規 約

4. 金融商品取引法 (昭和23年法律第25 号。その後の改正を含みます。) 第2条 第2項に定める有価証券表示権利について当該権利を表示する有価証券が発行されていない場合においては、当該権利を当該有価証券とみなして、第1 項乃至第3項を適用するものとします。

変 更 案

4. 金融商品取引法第2条第2項に定める 有価証券表示権利について当該権利を 表示する有価証券が発行されていない 場合においては、当該権利を当該有価 証券とみなして、第1項乃至第3項を 適用するものとします。

第8章 資産運用会社、資産保管会社及び 一般事務受託者

第41条 (資産運用会社に対する資産運用報 酬の額及び支払に関する基準)

資産運用会社に対する資産運用報酬の額及び支払に関する基準は、運用報酬、取得報酬、譲渡報酬及び合併報酬から構成され、 具体的な金額又は計算方法並びに支払い時期は以下のとおりとします。

運用報酬

(1)2025年1月から2025年12月までは、 半期(3箇月)毎報酬として、本投資法人 の運用する資産の当該半期末総資産額に 0.4%を乗じた金額を4で除した金額(1 円未満切捨て)又は金27,500万円のいず れか低い方の金額を上限とした金額を、 (2)2026年1月以降は月額報酬として本投 資法人の運用する資産の月末総資産額に応 じて、0.4%を乗じた金額の合計額を12で 除した金額(1円未満切捨て)又は金 2,500万円のいずれか高い方の金額の合計 額を、それぞれ当該各半期毎に、当該各半 期末日経過後6箇月以内に支払います。

取得報酬

(記載省略)

譲渡報酬

(記載省略)

合併報酬

(記載省略)

第8章 資産運用会社、資産保管会社及び 一般事務受託者

第41条 (資産運用会社に対する資産運用報酬の額及び支払に関する基準)

資産運用会社に対する資産運用報酬の額及び支払に関する基準は、運用報酬、取得報酬、譲渡報酬及び合併報酬から構成され、 具体的な金額又は計算方法並びに支払い時期は以下のとおりとします。

運用報酬

(1)2026年1月から2026年12月までは、 半期(3箇月)毎報酬として、本投資法人 の運用する資産の当該半期末総資産額に 0.4%を乗じた金額を4で除した金額(1 円未満切捨て)又は金32,500万円のいず れか低い方の金額を上限とした金額を、 (2)2027年1月以降は月額報酬として本投 資法人の運用する資産の月末総資産額に応 じて、0.4%を乗じた金額の合計額を12で 除した金額(1円未満切捨て)又は金 2,500万円のいずれか高い方の金額の合計 額を、それぞれ当該各半期毎に、当該各半 期末日経過後6箇月以内に支払います。

取得報酬

(現行どおり)

譲渡報酬

(現行どおり)

合併報酬

(現行どおり)

附則

第41条に定める運用報酬にかかる改正は、 2025年 1月1日に効力を生じるものとします。

附則

第41条に定める運用報酬にかかる改正は、 2026年 1月1日に効力を生じるものとします。

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員福田直樹より、規約上、執行役員の任期は選任後2年以内とされており、本投資主総会で執行役員として選任されれば、その任期は本日より2年間になることを踏まえて、任期調整の観点から、本投資主総会終結の時をもって一旦辞任したい旨の申出があったため、あらためて執行役員1名の選任をお願いするものであります。本議案において、執行役員の任期は、本投資法人規約第30条第1項の規定により、2025年12月19日より2年とします。

なお、本議案は2025年11月18日開催の役員会における監督役員の全員の同意をもって提出するものであります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

			=-+-
氏 名 (生年月日)		歴、重要な兼職の状況並びに 投資法人における地位及び担当	所有する 投資□数 (□)
	本 1985年4月 1998年4月 2000年4月 2004年4月 2006年4月 2011年4月 2012年4月 2013年4月 2013年4月	投資法人における地位及び担当 第一生命保険相互会社(現第一生命保険相互会社(現第一生命保険 株式会社)入社 第一ライフ・キャピタル・プロパティー ズ株式会社 出向 プレジデント 第一生 アカー	
		コンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社 出向 代表取締役社 長 (現任)	
	2013年6月	本投資法人執行役員(現任)	

- (注1)上記執行役員候補者福田直樹は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているコン ソナント・インベストメント・マネジメント株式会社の代表取締役社長です。その他、 本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- (注2)上記執行役員候補者福田直樹は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の 業務全般を執行しております。
- (注3)本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により塡補することとしております。上記執行役員候補者は、現在執行役員として当該保険契約の被保険者に含められており、本議案により執行役員に就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第3号議案 補欠執行役員2名選任の件

執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、2025年12月19日付で補欠執行役員2名の選任をお願いするものであります。本議案をご承認いただいた場合の執行役員への就任の優先順位は、市來直人を第一順位、クリストファー・リードを第二順位とします。本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人規約第30条第2項の規定により、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとなります。

なお、2024年12月19日開催の投資主総会における補欠執行役員市來直人及 びクリストファー・リードの選任に係る決議は、本議案の承認可決を条件として、 その効力を失うものとします。

また、本議案は2025年11月18日開催の役員会における監督役員の全員の同意をもって提出するものであります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

	所有する			
候補者 号	氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況		投資□数
1	市 來 直 人 (1960年7月10日)	1996年6月 1998年5月 2006年8月 2012年2月 2012年3月 2012年5月 2016年3月	マート 大型 では、	() O
		2U24年4月 	同社 取締役会長兼新投貨法人準備室長(現任)	

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略原	歴及び重要な兼職の状況	所有する 投資□数 (□)
		2001年1月	プロスペクト・アセット・マネー ジメント・インク入社	
	2001年3月	株式会社プロスペクト(現Jトラスト株式会社)出向 取締役		
		2006年 4 月	同社 入社 取締役	
	クリストファー・リード (1970年8月2日)	2012年 9 月	フォートレス・リアル・エステー	
2			ト・アジア合同会社(現フォート	0
			レス・インベストメント・グルー	
			プ・ジャパン合同会社) 入社 デ	
			ィレクター(現任)	
		2012年10月	コンソナント・インベストメン	
			ト・マネジメント株式会社 顧問	
		2013年5月	同社 取締役(非常勤)(現任)	

- (注1)上記補欠執行役員候補者市來直人は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している コンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社の取締役会長兼新投資法人 準備室長であります。その他、本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。 また、上記補欠執行役員候補者クリストファー・リードは、本投資法人が資産運用委 託契約を締結しているコンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社の取 締役であります。その他、本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。 なお、上記各補欠執行役員候補者の補欠執行役員選任については、執行役員就任前に 本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。
- (注2)本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により塡補することとしております。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員田村佳弘及び長澤まりかより、規約上、監督役員の任期は選任後2年以内とされており、本投資主総会で監督役員として選任されれば、その任期は本日より2年間になることを踏まえて、任期調整の観点から、本投資主総会終結の時をもって一旦辞任したい旨の申し出があったため、監督役員2名の選任をお願いするものであります。本議案において、監督役員の任期は、本投資法人規約第30条第1項の規定により、2025年12月19日より2年とします。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況並びに 本 投 資 法 人 に お け る 地 位	所有する 投資□数 (□)
1	田 村 佳 弘 (1965年8月20日)	1996年 4 月 弁護士登録 (東京弁護士会) 芝大門法律事務所入所 (現職 2011年10月 株式会社ベックワンパートで 監査役 (現任) 2013年 9 月 文部科学省原子力損害賠償約 査会特別委員 2017年 8 月 株式会社ミカサ・アセット ジメント (現大和リアル・コート・アセット・マネジメンス会社) コンプライアンス会外部委員 2018年12月 本投資法人監督役員 (現任) 2025年 4 月 関東信越地方年金記録訂正報 臨時委員 (現任)	ナーズ 分争審 ・マネテスト株 ス委員
2	長 澤 まりか (1985年7月12日)	2011年2月有限責任 あずさ監査法人2019年12月公認会計士登録2021年2月監査法人アヴァンティア (2025年1月以降非常勤)(2021年11月長澤まりか公認会計士事務所開設(現職)2023年12月本投資法人監督役員(現任)	入所 (現職) 0

- (注1)上記監督役員候補者両名と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- (注2)上記監督役員候補者両名は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行 役員の職務全般を監督しております。
- (注3)本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により塡補することとしております。上記監督役員候補者両名は現在監督役員として当該保険契約の被保険者に含められており、本議案により監督役員に就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

[参考事項]

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人規約第25条第1項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。また、同条第2項の定めに従い、同項各号に定める議案については同条第1項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案乃至第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以上

投資主総会会場ご案内図

会場 ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター

Room A+B

住所・ 電話番号 東京都港区六本木三丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー9階

TEL: 03-5545-1722

最寄駅

東京メトロ南北線「六本木一丁目」駅(西改札直結) ※ 都営地下鉄大江戸線「六本木」駅(5番出口より徒歩7分) 東京メトロ日比谷線「六本木」駅(3番出口より徒歩8分)

※六本木一丁目駅からのアクセスが最もわかりやすくて便利です。

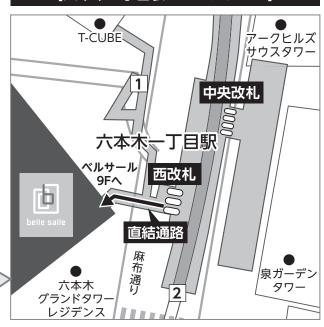


【六本木駅からのアクセス】

- 日比谷線六本木駅3番出口から 地上へ上がり、正面の六本木通 りを右へ。左手に首都高速を見 ながら、六本木通りを直進。
- ② 大江戸線5番出口からは、地上 に出たら道なりに直進。
- 3 セブンイレブン前を過ぎてから最初の信号をそのまま横断し、正面にある地下へのエスカレーターを降りて右へ。直進すると、会場のある住友不動産六本木グランドタワー入口に到着します。

六本木一丁目駅のホームから改札階まで上がり、西改札を出ると、会場のある住友不動産六本木グランドタワーへの直結通路になっています。

【六本木一丁目駅からのアクセス】



※<u>会場には駐車場のご用意がございません</u>ので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。